



つみたて新興国株式



本資料は「つみたて新興国株式」について投資家のみなさまにご理解を深めていただくために概略を記載したものです。このため、ファンドの商品性、リスク、お申込みメモ等については投資信託説明書(交付目論見書)をご確認いただく必要があります。

Point

新興国の株式市場の値動きに連動する投資成果をめざします。

Point

当ファンドの「購入時手数料」、「換金時手数料」はゼロ、 運用管理費用(信託報酬)は、年率0.3740%(税抜年率0.3400%)です。

・くわしくは、裏面をご覧ください。



新興国株式*に毎月1万円ずつ つみたて投資した場合のシミュレーション



*新興国株式はMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)を使用しており、ファンドの運用実績を示すものではありません。指数については 裏面の【本資料で使用している指数について】をご覧ください。・上記は毎月末1万円をつみたて投資(最終月末を除く)したと仮定して試算しています。・上記はシミュレーションであり、実際の運用とは異なります。したがって、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりません。・表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。

【本資料に関してご留意いただきたい事項】

- ■本資料は、三菱UFJ国際投信が作成した販売用資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- ■本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- ■本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- ■投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。
- ■投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

投資信託説明書(交付日論見書)のご請求・お申込みは

設定・運用は

広島銀行

株式会社広島銀行 登録金融機関 中国財務局長(登金)第5号 加入協会:日本証券業協会/一般社団法人金融先物取引業協会 (2203 広告審査済)

三菱UFJ国際投信

三菱UFJ国際投信株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号 加入協会:一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会

【ファンドの目的】

新興国の株式市場の値動きに連動する投資成果をめざします。

【ファンドの特色】

- 1.MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
 - ●MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマーク(以下「対象インデックス」という場合があります。)とします。
 - ●ファンドの1□当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。
- 2.主として対象インデックスに採用されている新興国の株式等(DR(預託証書)を含みます。)に投資を行います。
 - ●対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。 ※実際の運用は新興国株式インデックスマザーファンドを通じて行います。
 - <ファンドの仕組み>運用は主に新興国株式インデックスマザーファンドへの投資を通じて、新興国の株式等へ投資するファミリーファンド方式により行います。
- 3.原則として、為替ヘッジは行いません。
 - ●為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。
- 4.年1回の決算時(6月25日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
 - ●分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。) 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

【投資リスク】

基準価額の変動要因:基準価額は、株式市場の相場変動による組入株式の価格変動や為替相場の変動等により上下します。また、組入有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。主な変動要因は、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリー・リスクです。上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。くわしくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

【ファンドの費用】

- ■お客さまが直接的に負担する費用
- ○購入時:購入時手数料 ありません。
- ○換金時:信託財産留保額 ありません。
- ■お客さまが信託財産で間接的に負担する費用
- ○保有期間中:運用管理費用(信託報酬) 日々の純資産総額に対して、<mark>年率0.3740%(税抜 年率0.3400%)</mark>をかけた額
- ○保有期間中:その他の費用・手数料 以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。
- ・監査法人に支払われるファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、 海外の保管機関に支払われる費用・マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等
- ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。
- ※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。
- ※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが 負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

【課税関係】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人投資者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。NISA(少額投資非課税制度)、ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)およびつみたてNISA(非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度)の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

【本資料で使用している指数について】

新興国株式:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み) とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース) は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、米ドルベース) をもとに、委託会社が計算したものです。 同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。